

パートタイム労働と税制との関係

1. 所得税・住民税の課税について

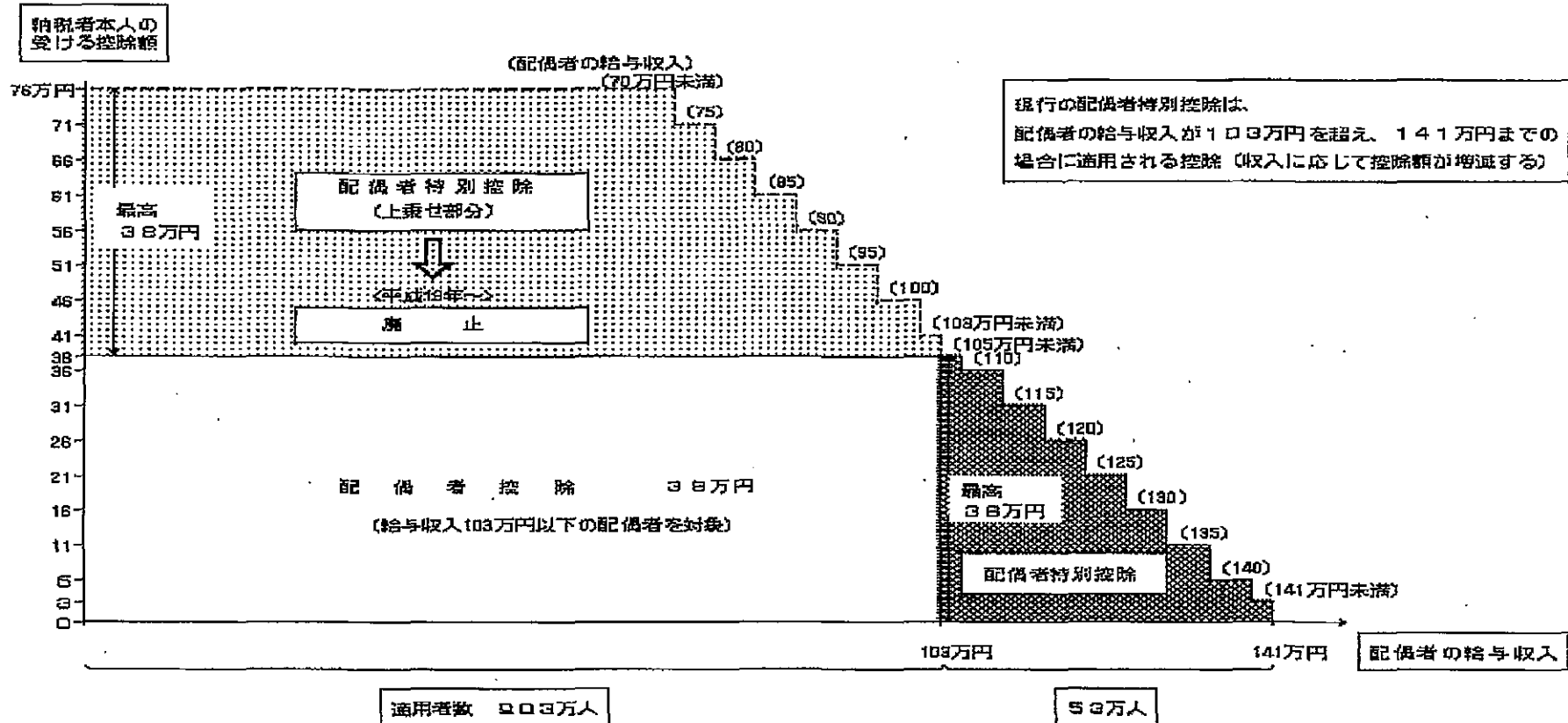
- 年収100万円以上で住民税（所得割）、年収103万円以上で所得税が課税される。
- 配偶者控除・配偶者特別控除による「手取りの逆転現象」（パートタイム労働者の収入が一定額を超えるとかえって世帯全体の手取り収入が減少する現象）は、税制上解消されている。

パートタイム労働者の年収額	パートタイム労働者本人 (本人が課税対象となるか)		パートタイム労働者の配偶者 (所得税・住民税の課税に当たって 控除が認められるかどうか)
	所得税	住民税（所得割）	配偶者控除・配偶者特別控除
100万円以下	非課税	非課税	配偶者控除 有 (所得税38万円、住民税33万円)
100万円を超え 103万円以下	非課税	課税	配偶者控除 有
103万円を超え 141万円未満	課税	課税	配偶者控除 無 配偶者特別控除 有
141万円以上	課税	課税	無

注1：住民税（均等割）の非課税の範囲は、市町村によって異なる。

注2：配偶者特別控除は、配偶者の合計所得が一定以下の場合のみ認められる。また、配偶者特別控除は、パートタイム労働者本人の年収の増加に応じて控除額が減少する（所得税の場合、38万円から3万円まで）。

配偶者控除・配偶者特別控除制度の仕組み(配偶者が給与所得者の場合)



(注) 上記のほか、「申告所得税の実態(平成15年分)」において、配偶者特別控除の適用のある者が約189万人となっている。
 (備考) 国税庁「民間給与の実態(平成15年分)」(年末調整を行った1年を通じて勤務した給与所得者(納税者))により作成。

出典:財務省ホームページ